

奈良地方労働審議会
最低工賃専門部会

日時 令和6年2月16日（金曜日）
午前10時00分～
場所 奈良労働局 別館会議室
奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2階

会議次第

1 開会

2 議題

- (1) 部会長及び同代理の選出について及び靴下製造業最低工賃の諮問
- (2) 部会の運営について
- (3) 意見聴取結果について
- (4) 最低工賃について（改正審議）
- (5) その他

第1回奈良地方労働審議会最低工賃専門部会 会議資料

資料No.	資 料 名	ページ
No. 1	奈良県靴下製造業最低工賃の改正決定について（諮問文）・・・・・・・・・・	1
No. 2	奈良県靴下製造業最低工賃の改正決定に係る関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
No. 3	奈良地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程（案）・・・・・・・・・・	3
No. 4	奈良地方労働審議会最低工賃部会傍聴規程（案）・・・・・・・・・・	4
No. 5	関係者からの意見聴取結果について（奈良県靴下製造業最低工賃）	
	追加資料 1	
	消費者物価指数関連グラフ	
	追加資料 2	
	最低賃金上昇率及び消費者物価指数の各上昇率を最低工賃に乗じた金額について	



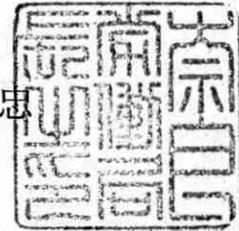
資料№

1

奈労発基 0126 第 1 号
令和 6 年 1 月 2 6 日

奈良地方労働審議会
会長 深水 麻里 殿

奈良労働局長
橋口 忠



奈良県靴下製造業最低工賃の改正決定について（諮問）

家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 10 条の規定に基づき、奈良
県靴下製造業最低工賃（平成 10 年奈良労働基準局最低工賃公示第 1 号）
の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

奈良県靴下製造業最低工賃の改正決定に係る関係
家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示

奈良労働局一般公示第7号

奈良地方労働審議会は、奈良県靴下製造業最低工賃の改正決定について調査審議を行うため、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、奈良県の区域内で事業を営む関係家内労働者又は関係委託者であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和6年2月9日までに、奈良地方労働審議会最低工賃部会（奈良市法蓮町387奈良第三地方合同庁舎 奈良労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和6年1月26日

奈良労働局長 橋口 忠



奈良地方労働審議会 家内労働最低工賃専門 部会運営規程

第1条 奈良地方労働審議会 家内労働最低工賃専門 部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び奈良地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 部会に属するべき委員及び臨時委員のうち、家内労働者を代表する者、委託者を代表する者及び公益を代表する者は、各3人とする。

第3条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、奈良地方労働審議会会長に報告しなければならない。

第4条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成1令和6年2月27日16日から施行する。

~~令和6年1月〇〇日~~ 改正

奈良地方労働審議会**家内労働最低工賃専門**部会傍聴規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良地方労働審議会運営規程第5条第2項に基づき、傍聴に関し、必要な事項を定めるものである。

(傍聴の申出)

第2条 **家内労働最低工賃専門**部会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、係員に住所及び氏名を告げ、その指示により傍聴席に着かなければならない。

ただし、傍聴席が満席の後には、その入場を拒否することができる。

- 2 集団で多人数の者が傍聴しようとする場合において、その団体（集団）を入場させることにより、他の傍聴人の席が著しく少なくなると認めるときは、**家内労働最低工賃専門**部会は、その若干人を指定して傍聴させることができる。

(傍聴券の発行)

第3条 **家内労働最低工賃専門**部会は、傍聴席の整理上必要があると認めたときには、傍聴券を発行し、傍聴人の数を制限することができる。

- 2 前項の規定により傍聴券を発行したときは、傍聴券を持たない者は、入場することができない。

(入場の拒否)

第4条 次の各号の一に該当すると認められる者は、入場を許されない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器その他危険なものを持っている者
- (3) 旗、のぼり、プラカード等を携帯している者
- (4) 前各号に掲げる外、会場の秩序を乱すおそれがあると認められる者

(傍聴中の秩序)

第5条 傍聴人は、いかなる理由があっても、傍聴席以外の場所に入ってはならない。

第6条 傍聴人は、傍聴中、次に掲げることをしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること
- (2) 飲食等を行うこと
- (3) 拍手その他いかなる方法でも、議事の言論に批判を加え、又は可否を表すこと
- (4) 放談、私語その他喧騒にわたり又は議事を妨害するような行為を行うこと
- (5) 前各号の外、会場の秩序を乱す言動を行うこと

第7条 会議中において写真の撮影、録音、放送又はこれらに類する行為をしようとするときは、あらかじめ事務局に申し出て許可を得なければならない。

(退場の要求)

第8条 部会長及び事務局は、この規程を守らない傍聴人に対しては、注意を与え、なお止めないときは、その者を退場させることができる。

第9条 傍聴人は、会議開始5分前までに着席すること。以降の入場は認めない。

第10条 この規程の改廃は、**家内労働最低工賃専門**部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規定は、令和6年12月〇〇16日から施行する。

令和6年2月

関係者からの意見聴取結果について

(奈良県靴下製造業最低工賃)

1 意見聴取対象者について

1.1 委託者

家内労働実態調査結果において、最低工賃が設定されている業務を委託していると回答があった委託者のうち、3社に対して実施（リンクグミシン1社、ロッソミシン2社、抜き2社 ※重複あり）

1.2 家内労働者

家内労働実態調査において、最低工賃が設定されている業務を受託していると回答があった家内労働者のうち3名について実施（上記3社のうち2社から受託している者。ロッソミシン2名、抜き（機械）1名）。

2 委託者からの意見聴取結果

2.1 主要生産または取扱品目及び委託内容

	主要生産品目等	委託内容
A社	紳士用、婦人用	抜き、ロッソミシン、傷見、加工（パッケージング）
B社	紳士用、婦人用、スポーツ用	抜き、傷見、ロッソミシン、包装
C社	紳士用、婦人用	リンクグミシン、ロッソミシン、傷見

2.2 現在の景況・生産状況

A社	繁忙
B社	適正な業務量
C社	適正な業務量

2.3 業界を取り巻く状況（家内労働に関する事項）

A社 22年度、23年度前半は繁忙、23年度後半より消費マインドの低下がうかがえ、業務量減少の流れになりつつある。

B社 少子化、原料高、SDG'S等による生産抑制等により業界を取り巻く状況はいいものではない。靴下は家内労働を前提とした価格設定となっており、今後も可能な限り家内労働者に業務を出す方針である。

C社 コロナ禍の需要減から脱し、一時的に回復基調となったものの、最近では消費者の可処分所得の減少により購買意欲の低下がみられる（食料品等の生活必需品以外へ支出する余裕がないとみられる）。
家内労働者に対し、適正な業務量を配分できている。

2.4 委託先件数（家内労働者数）

A社 若干減少（家内労働者の高齢化による）

B社 大きな変化なし（現在30名程度）

C社 減少（家内労働者の高齢化による）

2.5 委託業務の設定工賃額

A社 ロッソミシン（委託者持ち）40円、ロッソミシン（家内労働者持ち）50円、抜き（機械）20円

B社 ロッソミシン（委託者持ち）48円、抜き（手作業）50円～60円

C社 リンキングミシン（針目数に応じ）180円～230円、ロッソミシン（委託者持ち）36円

2.6 工賃を設定する際の基準

A社 1時間当たり400円程度となるようにしている。

B社 委託者の相場感覚（最低賃金の半額程度）

C社 針目数

2.7 工賃の改定状況（令和2年度以降）

A社 なし

B社 あり（困難度が高いもの、精度が求められるもの、について引上げ）

C社 なし

2.8 委託業務に係る歩留まり（どの程度不良品が発生するか）

A社 1%程度（誤った作業方法により発生は一時に集中する）

B社 不明（気にしていない。機械調整が誤っていた場合に一時に集中する）

C社 1%に満たない程度

2.9 家内労働者に対する機械・工具等の貸与状況

A社 ロッソマシン、カッター（抜き作業）を一部の家内労働者に貸出し

B社 ロッソマシン、ハサミ

C社 リンキングマシン、ロッソマシン

2.10 家内労働者への委託量の変化（3年前と比較、また、今後の見込み）

A社 変化なし（本人又は家族の高齢化により治療・入院期間分は減少している）。

今後も減らすつもりはない。高齢を理由に辞めていく者が増えることが予想され、その分を徐々に内製化で補完していく方針。

B社 増えている（自社製品の生産割合が上がり、業務量が増えている）

C社 若干減少（家内労働者の高齢化により、作業能力に合わせて委託している）。

今後も委託量を減らすつもりはない。高齢を理由に辞めていく者が増えていくことが予想される。

2.11 家内労働者によって作業能率は異なるか。どのような理由があるか。

A社 異なる。習熟度、健康状態、家庭の事情等、個別に理由は異なる。

B社 異なる。意欲、仕事に対する姿勢が考えられる。

C社 異なる。習熟度、健康状態、家庭の事情等、個別に理由は異なる。

2.12 現状の最低工賃設定業務に係る意見（不要なもの、追加すべきものなど）

① 最低工賃が引き上げられた場合、内製化や県外・国外への委託先の変更などを検討する一因となるか。

② 内製化を検討するとした場合、検討にきっかけとなる場合の引上げ額、引上げ率等は。

③ 工賃設定業務に関する意見（不要なもの、追加すべきもの）

A社 ① 家内労働者がいる限りは仕事を出していく方針。1割乃至2割程度の引上げでは検討することはない。

② 一（引上げによる内製化は検討するつもりはない）。5割程度の引上げなら、何らかの対策を検討することになる。

③ 特になし

B社 ① 家内労働者がいる限りは仕事を出していく方針。1割乃至2割程度の引上げでは検討することはない。

② ー（引上げによる内製化は検討するつもりはない）。

③ 特になし

C社 ① 家内労働者がいる限りは仕事を出していく方針。ただし、現在の中小靴下製造業者に引上げを受け入れる余地はない。

② ー（引上げによる内製化は検討する予定はないが、引上げられる余地は残されていないのが実情。内製化するにも手間と経費がかかるため簡単には変えることができない）。

③ 最低工賃制度は不要。対象委託者、対象家内労働者の減少が加速しており、廃止を検討すべき。

2.13 最低工賃制度または最低工賃額に対する意見

A社 現在の最低工賃額はもう少し高めでもよいかと考える。

家内労働者は（高齢者が多く）自己主張する人が少ないため、最低限の目安を決めておいてあげる方がよいと考える。

B社 65歳までは作業能力は落ちない。70歳、80歳になって引下げることができるなら双方にメリットが生まれるのではないかと。

パートタイム労働者を増やす（内製化）ためには作業場所と人員を確保する必要があり、家内労働者が果たす役割は大きい。

これまで最低工賃額を知らなかった。会報への掲載等周知をお願いしたい。

C社 最低工賃制度は不要。引上げられる状況になれば制度がなくとも引き上げている。

引上げ原資が残されていないのが実情。価格転嫁できる状況になく、ほぼ全社、赤字を抱えながら続けているのが現状。工賃1割引上げなどもってのほかであり、わずかな引上げも受け入れる余地はない。

3 家内労働者からの意見聴取結果

3.1 受託内容（家内労働者の作業内容）・経験年数

	受託内容	経験年数
a	ロツソミシン	9
b	抜き（機械による）	35
c	ロツソミシン	30

3.2 所有機械工具・貸与されている機械工具

	所有機械・工具	貸与されている機械・工具
a	ロツソミシン（中古）	なし
b	なし	抜きの機械
c	なし	ロツソミシン

3.3 1日及び1か月あたりの作業時間

a	1日6～7時間、1か月150時間～160時間
b	1日5時間程度、1か月100時間～120時間
c	1日3時間程度、1か月70時間程度

3.4 最低工賃設定業務に係る時間当たりの作業量・1か月あたりの工賃収入金額

- ① 作業量
- ② 近年、同じ作業で材料や仕様に変更されたことの有無
- ③ あった場合、作業の難易度の変化や工賃への反映の有無等

	時間当たりの作業量等	1か月当たり 工賃収入金額
a	① 1日40～50デカ程度、1か月1000デカ程度 ② 変更なし ③ —	4万円～5万円
b	① 1日140～150デカ、1か月2300デカ～2500デカ ② 変更なし	4万5千円～5万円

	③ ー	
c	① 1日 30~50 デカ、1か月 800 デカ程度 ② 変更なし ③ ー	3万円~4万円

3.5 内職に係る経費

- ① 材料の提供場所、納品場所は
- ② 委託者事務所等の場合、ガソリン代等の経費は
- ③ 電気代の値上げの影響はあるか
- ④ 昨年と一昨年の差は把握しているか
- ⑤ 電気代値上げによる工賃の改定は

- a**
- ① 委託業者による家内労働者への配達及び集荷
 - ② ー
 - ③ 気にしていない（日常生活用と作業用を区別しているわけではない）
 - ④ 把握していない（気にしていない）
 - ⑤ なし

- b**
- ① 委託業者による家内労働者への配達及び集荷
 - ② ー
 - ③ 気にしていない（日常生活用と作業用を区別しているわけではない）
 - ④ 把握していない
 - ⑤ なし

- c**
- ① 委託業者による家内労働者への配達及び集荷
 - ② ー
 - ③ 節約しているため変化なし（日常生活用と作業用を区別しているわけではない）
 - ④ 把握していない
 - ⑤ なし

3.6 工賃の改定状況（令和2年度以降）

- a** 改定なし
- b** 改定なし
- c** 改定なし

3.7 受託量（作業量）の変化（令和2年度以降）

- a やや減少（機械に合わない作業を申出て断ったため）
- b 変化なし（コロナ期間中は減少したものの、現在はコロナ前に戻った）
- c やや減少（加齢とともに作業量を徐々に減らしている）

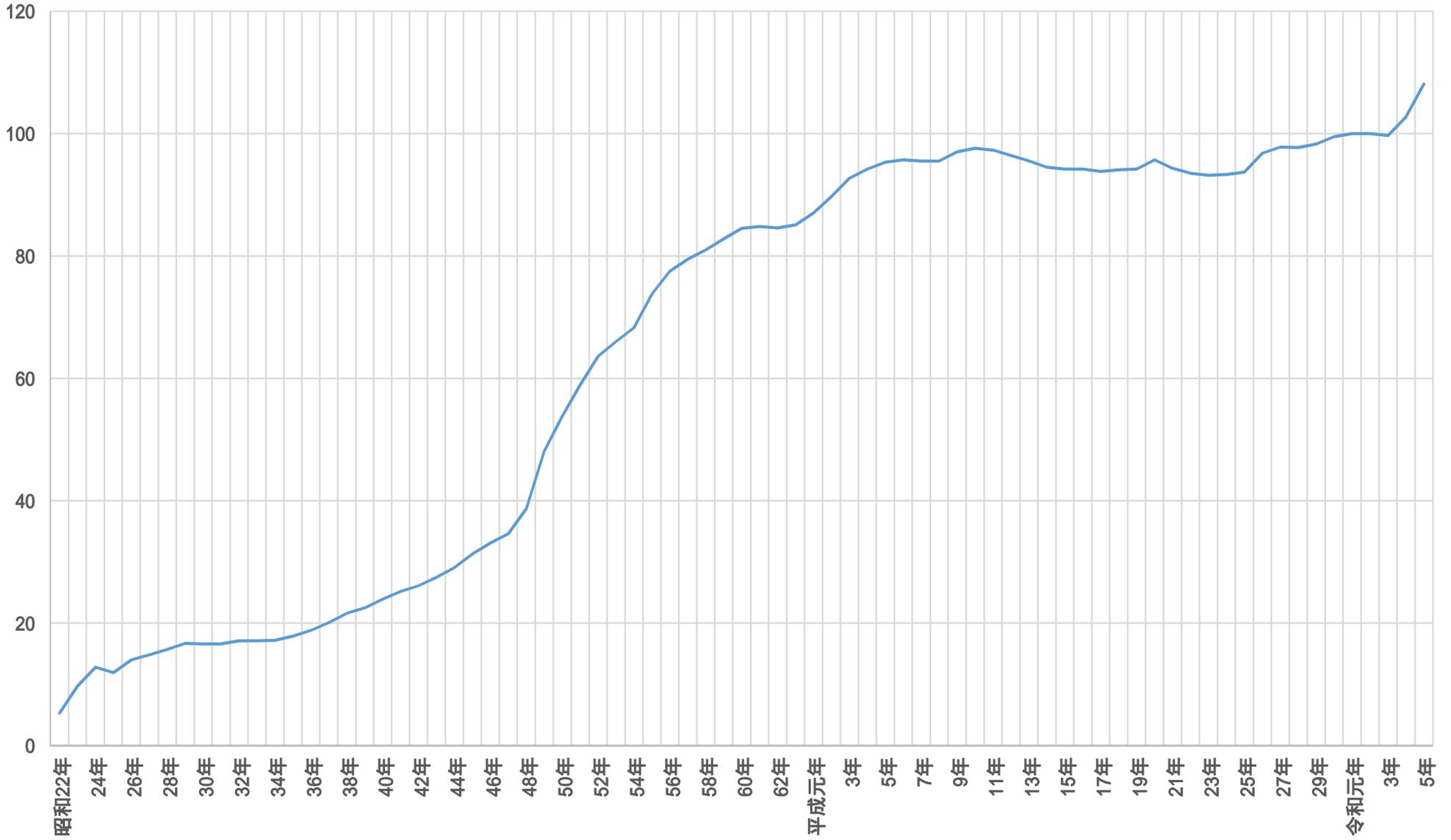
3.8 現在の最低工賃設定業務・最低工賃額に対する意見

	最低工賃設定業務に対する意見	最低工賃額に対する意見
a	特になし	特になし（自身の工賃が少しでも上がればうれしい、とは考えている）
b	特になし	特になし（簡単な業務であるため金額にはこだわっていない）
c	特になし	特になし（現状に満足している）

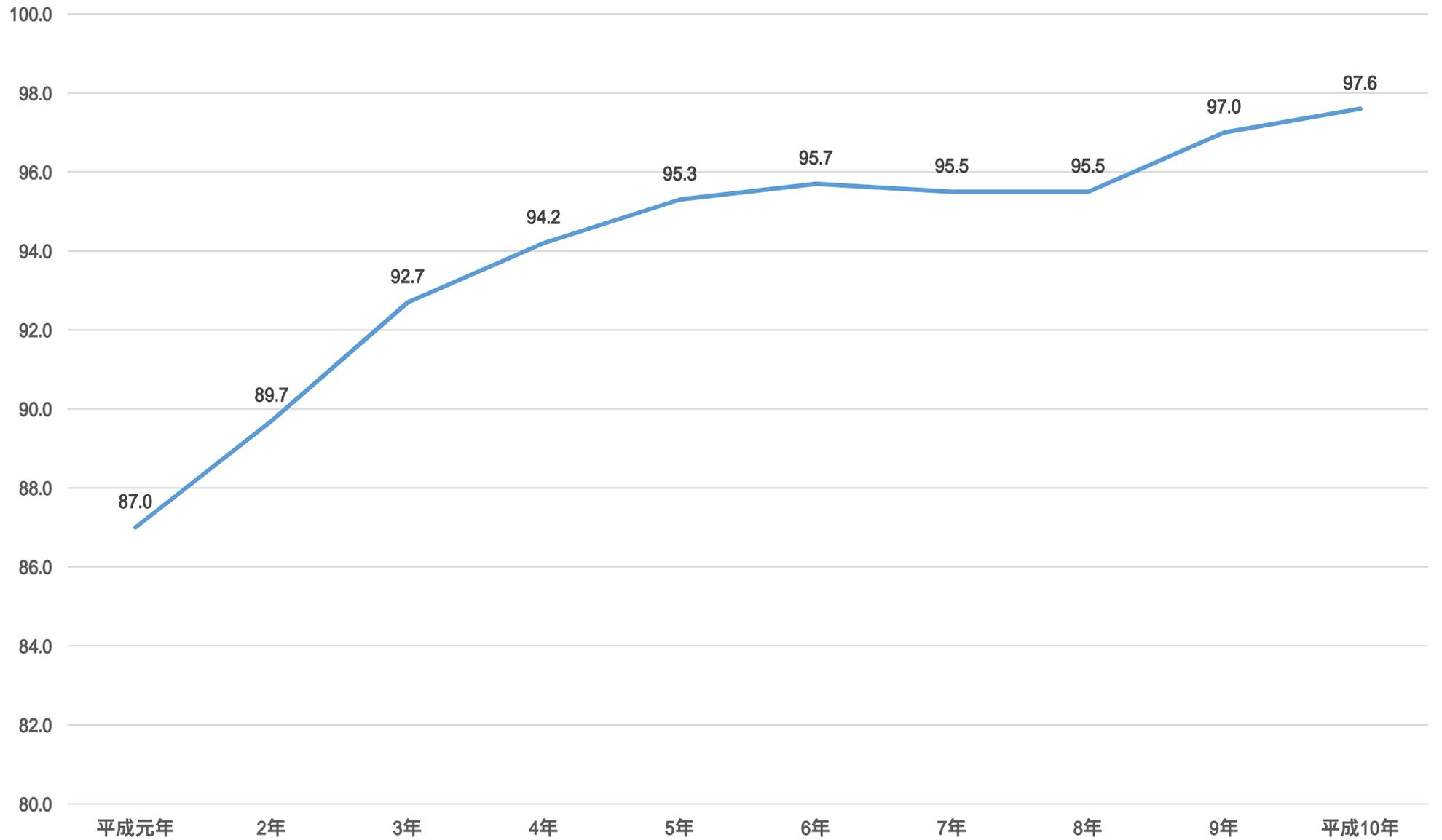
3.9 最低工賃制度に対する意見

- a 特になし
- b 若い方については引き上げてもよいのではないかと考えている。
- c 特になし

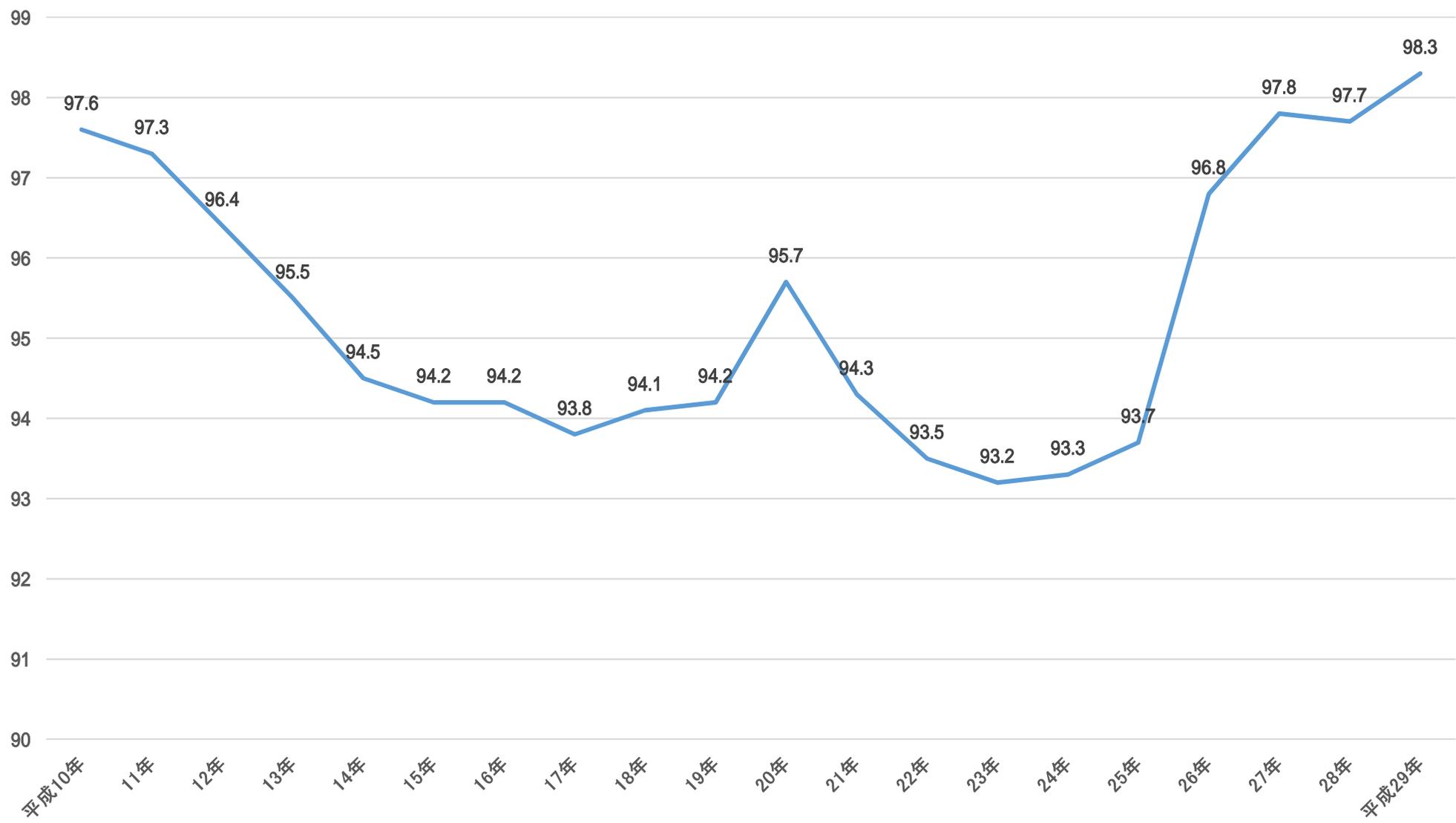
消費者物価指数 (持ち家の帰属家賃を除く総合) 令和2年 = 100



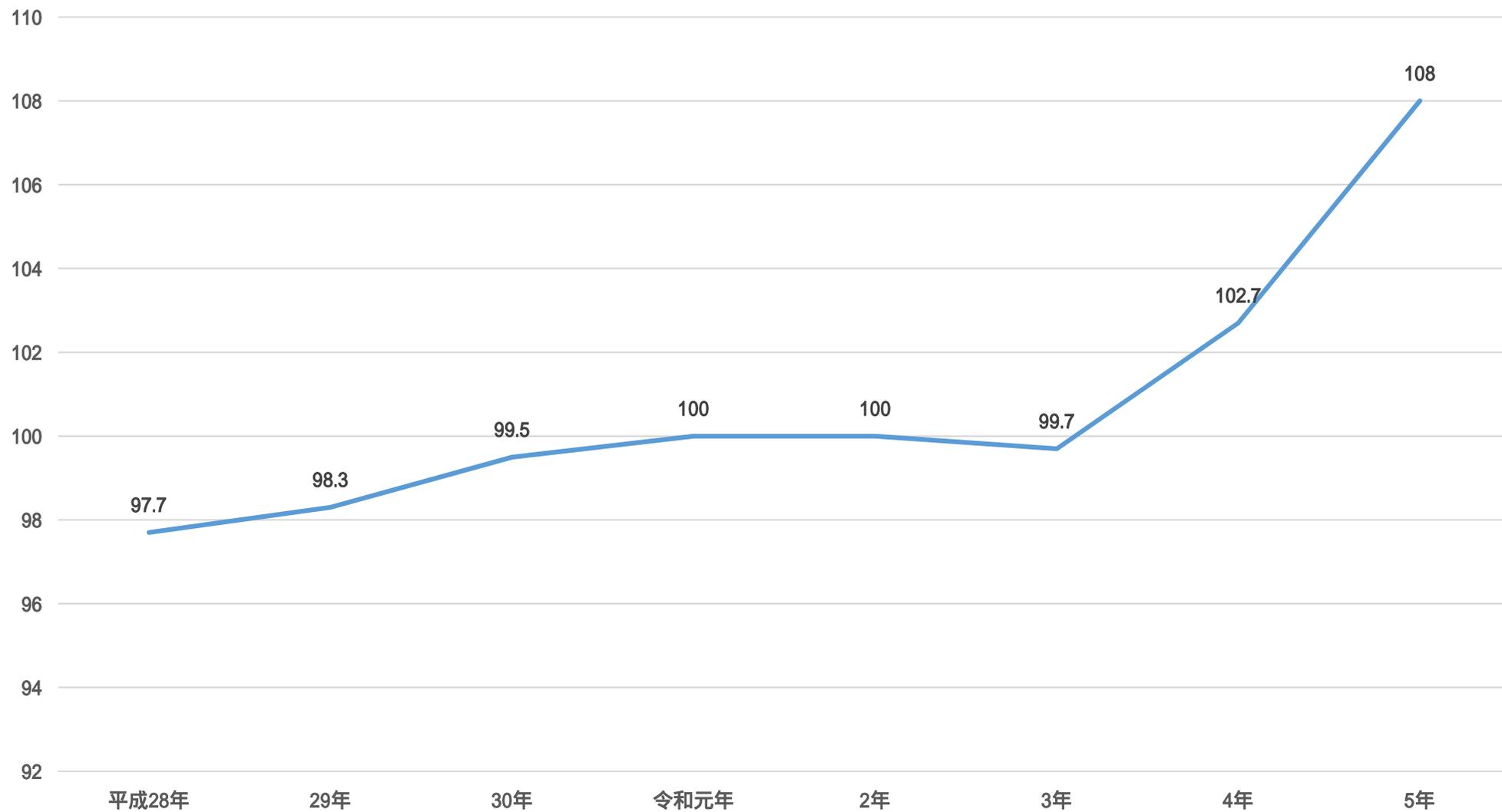
消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く総合) 令和2年 = 100



消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く) 令和2年 = 100



消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く)令和2年 = 100



最低賃金の上昇率を最低工賃に乗じた場合

平成10年12月24日時点の奈良県最低賃金:632円

令和6年2月時点の奈良県最低賃金:936円

936円÷632円 1.48 現行最低工賃に1.48を乗じて算出

1デカ(10足)につき		
リンキングミシンによるかがり		
針目数 140~159 本:130円		×1.48 = 192.4円
針目数 160~179 本:164円		×1.48 = 242.72円
針目数 180~219 本:185円		×1.48 = 273.8円
針目数 220 本以上 :229円		×1.48 = 338.92円
ロツソミシンによるかがり		
委託者持ち	: 30円	×1.48 = 44.4円
家内労働者持ち	: 36円	×1.48 = 53.28円
抜き		
手作業によるもの	: 31円	×1.48 = 45.88円
機械によるもの	: 18円	×1.48 = 26.64円

消費者物価指数の上昇率を最低工賃に乗じた場合

令和2年の消費者物価指数を100、平成10年の消費者物価指数を97.6とした場合の令和5年12月時点の消費者物価指数:108.0

108.0÷97.6 110.656% 約10.7%上昇

1デカ(10足)につき		
リンキングミシンによるかがり		
針目数 140~159 本:130円		×1.107 = 143.91円
針目数 160~179 本:164円		×1.107 = 181.55円
針目数 180~219 本:185円		×1.107 = 204.80円
針目数 220 本以上 :229円		×1.107 = 253.50円
ロツソミシンによるかがり		
委託者持ち	: 30円	×1.107 = 33.21円
家内労働者持ち	: 36円	×1.107 = 39.85円
抜き		
手作業によるもの	: 31円	×1.107 = 34.32円
機械によるもの	: 18円	×1.107 = 19.93円

規格別工賃(報告された中での最安価格)

1デカ(10足)につき

リンキングマシンによるかがり

針目数 140～159本:180円(最低工賃130円)

針目数 160～179本:180円(最低工賃164円)

針目数 180～219本:200円(最低工賃185円)

針目数 220本以上 :230円(最低工賃229円)

ロッソマシンによるかがり

委託者持ち : 35円(最低工賃30円)

家内労働者持ち : 50円(最低工賃36円)

抜き

手作業によるもの : 40円(最低工賃31円)

機械によるもの : 18円(最低工賃18円)

(令和6年1月奈良県靴下製造業家内労働実態調査報告書より)